令和４年度

居宅サービス事業者等

集団指導講習会資料

人員について

目次

１．実地指導等における指摘事項について

２．虐待の防止について

３．運営規程について

４．認知症介護基礎研修について

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 実地指導等における指摘事項について |

実際の指導・監査において、改善する必要があると指摘した主な事項をまとめました。

以下の指摘事項には、助言事項も含みます。（助言事項・・・法令又は通知等に違反が認められない場合であっても、事業所運営に資するものと考えられる事項のこと。）

**１　加算関係**

処遇改善加算　キャリアパス要件について

【対象】介護職員のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **処遇改善加算（Ⅰ）** | **処遇改善加算（Ⅱ）** | **処遇改善加算（Ⅲ）** |
| キャリアパス要件①②③を満たす  かつ  職場環境等要件を満たす | キャリアパス要件①②  を満たす  かつ  職場環境等要件を満たす | キャリアパス要件①or②  を満たす  かつ  職場環境等要件を満たす |

【算定要件】

　キャリアパス要件①　次のイ、ロ及びハを満たすこと

イ　介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

ロ　イの内容に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めていること。

ハ　イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

⇒指摘事項の例：任用要件や賃金体系が整備されていない  
就業規則等の根拠規定が整備されていない  
全ての介護職員に周知していない

　キャリアパス要件②　次のイ及びロを満たすこと

イ　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

　一　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

　二　資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。

ロ　イについて、全ての介護職員に周知していること。

⇒指摘事項の例：研修の実施又は研修の機会を確保していない  
全ての介護職員に周知していない

　キャリアパス要件③　次のイ及びロを満たすこと

イ　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。（次の一から三までのいずれかに該当する仕組みであること。）

　一　経験に応じて昇給する仕組み(「勤続年数」「経験年数」など)  
　二　資格等に応じて昇給する仕組み(「介護福祉士」「実務者研修修了者」など)  
　　　ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みで  
　　　あること。  
　三　一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み(「実技試験」「人事評価」など)  
　　　ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていること。

ロ　イについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

⇒指摘事項の例：昇給の仕組みが設けられていない  
就業規則等の根拠規定が整備されていない  
全ての介護職員に周知していない

サービス提供体制強化加算（訪問リハビリテーション除く）

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いることとする。

ただし、前年度の実績が６月に満たない事業所については、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。（この場合、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。）

⇒指摘事項の例：前年度（４月～２月）の職員の割合を算出し、要件を満たすことを  
確認していない

**２　人員基準等**

勤務体制の確保等

月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にする。

⇒指摘事項の例：勤務実績が確認できる書類が作成されておらず、人員基準を満たしていることの確認ができない

従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。  
（研修期間が実施する研修や、当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。）

⇒指摘事項の例：研修の記録がなく、研修の機会を確保していることの確認ができない

管理者

事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。  
（兼務の場合要件あり）

⇒指摘事項の例：勤務実績が確認できる書類が作成されておらず、人員基準を満たしていることの確認ができない

以下の２～４は、令和３年度に改定された内容で、令和６年３月31日までは努力義務となって

います（令和６年４月１日より義務化）。御確認ください。

虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講じることが義務付けられました。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

二　虐待の防止のための指針を整備すること。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四　一から三の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

|  |  |
| --- | --- |
| ２ | 虐待の防止について |

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会

・虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。

・管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催する。事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

・虐待等の事案については、一概に従業者に共有されるべき情報とは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応する。

・関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体と一体的に設置・運営することも可能。

・具体的には、次のような事項について検討する。

イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

（２）虐待の防止のための指針

　　次のような項目を盛り込む。

イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項

ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項

（３）虐待の防止のための従業者に対する研修

・虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行う。

・指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず実施する。また、実施内容を記録する。

（４）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

（１）から（３）までの措置を適切に実施するための専任の担当者を置く。（虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が望ましい。）

記載する項目として、「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加となりました。

|  |  |
| --- | --- |
| ３ | 運営規程について |

上記の虐待の防止に係る、

・組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）

・虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法　等を記載する。

|  |  |
| --- | --- |
| ４ | 認知症介護基礎研修について |

全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、初任者研修修了者等、医療・福祉関係の資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じることが必要となりました。

**＜ｅラーニングによる認知症介護基礎研修について＞**

茨城県ホームページに掲載されています。

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/ninchi-kenshu/index.html

（ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > 高齢者福祉 > 認知症 > 認知症介護等研修に

ついて）

【参考】

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」